

# 中小企業 いばらき

2019  
September  
No.731

9

【クローズアップ】

## 知的財産権制度と知財経営



写真：第59回水戸黄門まつり

発行所・編集発行人：



茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

### CONTENTS

- クローズアップ ..... 1
- インフォメーション ..... 7
- ニュースフラッシュ ..... 8
- ワンポイントアドバイス ..... 11
- 日本列島組合最前線 ..... 13
- 経済・労働リサーチ ..... 15
- 業況リポート ..... 16
- 中央会だより ..... 18



# JOYO CARD *Plus*

## 法人クレジットカード

法人  
クレジットカードの  
イトコロ

領収書の整理や  
振込手続きなどの  
経理処理が軽減

支払いが  
一本化され  
管理が容易に!!

ETCカードは  
何枚発行しても  
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック  
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

### 表紙の紹介

## 第59回水戸黄門まつり

水戸黄門まつり実行委員会、水戸市内の商店街振興組合など

水戸黄門まつり実行委員会の主催する「第59回水戸黄門まつり」が7月20日と8月3、4日の3日間、水戸市内の商店街などを会場として開かれた。

このまつりは、昭和36年の開始から市民の参加を中心に50年以上の歴史を重ね、花火大会や神輿渡御、山車巡行など多彩な催しで水戸の夏を盛り上げてきた。

市制130年を記念した今年は、花火大会を平日（金曜日）から土曜日に変更して開催するほか、ふるさと神輿や提灯行列といった新たな魅どころ（見どころ）を加え、遠方からも来てもらえるような観光型のまつりへと見直した。

7月20日の水戸偕楽園花火大会は、水戸市の中心市街地からも程近い千波湖を会場として開催。発数を約7,000発に増やすなどして、内容をリニューアル。

8月3日、4日は水戸市中心市街地となる旧国道50号沿いの商店街を会場として、水戸黄門カーニバル（約3,000人の熱気溢れる踊り）、神輿渡御、山車

巡行などが行われ、大勢の人出で賑わった。

特に、当日でも一般参加が可能な「水戸黄門提灯行列」を初めて開催。かつて、伝統工芸品「水府提灯」の生産により、日本三大提灯産地の一つとされた水戸の提灯を活用したイベントで、弓を張りつめるように気を引き締める「一張」と、弓を弛めるように楽しむ「一弛」の双方が大切であるという水戸藩第9代藩主徳川斉昭公の思想「一張一弛」になぞらえて、提灯行列を前後半に分けて実施した。また、まつり期間中、「南町自由広場」には巨大な提灯櫓が登場し、ステージイベントも開催された。

なお、水戸市中心市街地には、南町二丁目商店街振興組合、南町三丁目商店街振興組合、泉町1丁目商店街振興組合、泉町二丁目商店街振興組合、協同組合泉町商店会などがあり、山車を繰り出すとともにタウン・フェスティバルの一環として、飲食ブースの出店やヨーヨーすくいなど工夫を凝らした催しを行い、来場者を楽しませるとともに、まつり全体を活気づけた。

# 知的財産権制度と知財経営

中小企業が事業を優位に展開していく際に重要となる要素の一つに「知的財産の活用」が挙げられます。しかし、経営上の一要素として知的財産活動を位置付けて取り組んでいる中小企業は少数です。積極的に知的財産活動を行っている中小企業であっても、それが「経営課題を意識した活動」になっておらず、「特許権等の知的財産権を取得することが目的になっている」ことも少なくないのが現状です。本号では、知的財産権制度の概要（知的財産の種類）や事業に活かす知財経営について紹介します。なお、特許庁のホームページ（<https://www.jpo.go.jp/>）には、知的財産権制度の概要や出願方法、支援情報などが載っていますので、併せてご覧ください。

## 1. 知的財産権制度とは

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「知的財産」及び「知的財産権」は、知的財産基本法において次のとおり定義されています。

### 知的財産基本法（抜粋）

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

## 2. 知的財産権の種類

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「絶対的独占権」といわれています。

一方、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争法上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「相対的独占権」といわれています。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的にしています。

これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施（使用）できる権利となります。

### 【知的財産の種類】

#### 〈創作意欲を促進〉

#### 知的創造物についての権利等

##### 特許権（特許法）

- ・ 発明を保護
- ・ 出願から20年（一部25年に延長）

##### 実用新案権（実用新案法）

- ・ 製品の形状等の考案を保護
- ・ 出願から10年

##### 意匠権（意匠法）

- ・ 物品のデザインを保護
- ・ 登録から20年

##### 著作権（著作権法）

- ・ 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- ・ 死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）

##### 回路配置利用権（半導体集積利用保護に関する法律）

- ・ 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- ・ 登録から10年

##### 育成者権（種苗法）

- ・ 植物の新品種を保護
- ・ 登録から25年（樹木30年）

（技術上、営業上の情報）

##### 営業秘密（不正競争防止法）

- ・ ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

## 〈信用の維持〉

### 営業上の標識についての権利等

#### 商標権（商標法）

- ・商品、サービスに使用するマークを保護
- ・登録から10年（更新あり）

#### 商号（商法）

- ・商号を保護

#### 商品等表示（不正競争防止法）

- ・周知、著名な商標等の不正使用を規制

#### 地理的表示（GI）（特定農林水産物の名称の保護に関する法律）

#### 地理的表示（GI）酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

- ・品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品の名称を保護

## 3. 知的財産権取得・活用の効果

知的財産権を取得し、活用する効果としては次のようなものが考えられます。

### (1) 有利な事業展開

- ・権利侵害に対する法的措置
- ・類似製品の市場参入を防止（けん制）
- ・ライセンスによる事業拡大

### (2) 販売力の向上

- ・自社ブランドの確立
- ・技術力、オリジナリティのPR効果

### (3) 技術開発力の向上

- ・自社技術の強みを見える化
- ・競合者間における競争力を強化

### (4) 社内活性化

- ・創意工夫を促進して社内活性化
- ・報奨制度や表彰制度で職員のやる気アップ

## 4. 中小企業における知的財産活動の状況

### ～特許行政年次報告書2019年版から～

我が国企業において中小企業の占める割合は大きく、また、特色ある事業が展開されています。その中で、近年、中小企業における知的財産戦略の重要性に対する認識が高まってきています。そこで、中小企業における知的財産活動の状況を確認してみます。

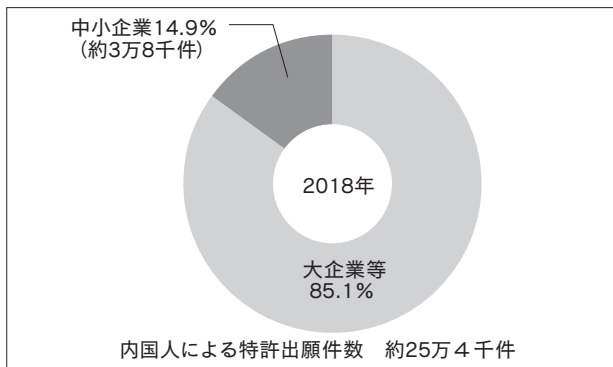
### (1) 知的財産活動の状況

#### ① 中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業数は、およそ358万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きいものがあります。しかし、近年の内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合は14.9%に過ぎません。【図1】

中小企業の知的財産活動の状況について、2018年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況は、以下のとおりです。

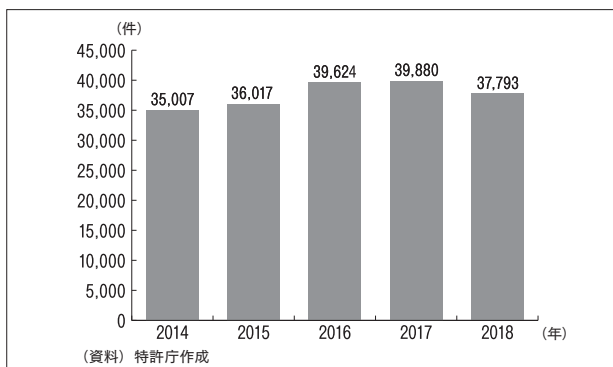
【図1】 内国法人による特許出願件数



### ② 特許出願件数

2018年の中小企業における特許出願件数は、37,793件（前年比5.2%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、14.9%（前年15.3%）でした。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、62.3%（前年62.0%）となっています。【図2】

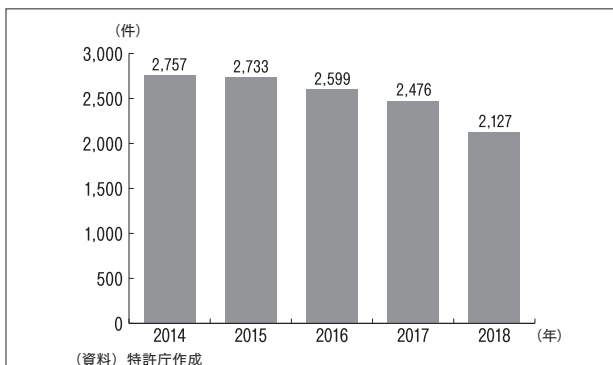
【図2】 中小企業の特許出願件数の推移



### ③ 実用新案登録出願件数

2018年の中小企業における実用新案登録出願件数は、2,127件（前年比14.1%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、55.8%（前年54.1%）でした。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、56.6%（前年55.1%）となっています。【図3】

【図3】 中小企業の実用新案登録出願件数の推移

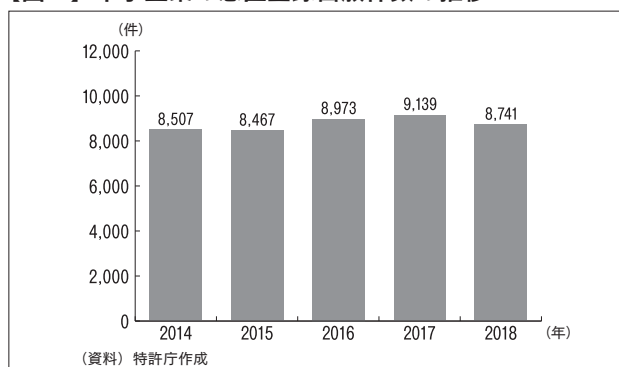




#### ④意匠登録出願件数

2018年の中小企業における意匠登録出願件数は、8,741件(前年比4.4%減)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、37.3%(前年37.4%)でした。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、57.9%(前年59.1%)となっています。【図4】

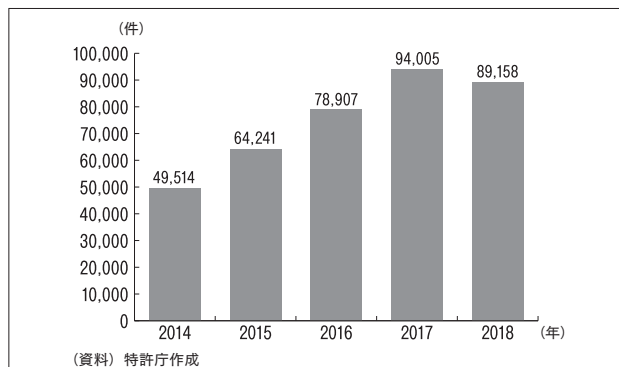
【図4】 中小企業の意匠登録出願件数の推移



#### ⑤商標登録出願件数

2018年の中小企業における商標登録出願件数は、89,158件(前年比5.2%減)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、61.4%(前年60.7%)でした。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、64.6%(前年63.8%)となっています。【図5】

【図5】 中小企業の商標登録出願件数の推移



### 5. 知財経営の必要性

#### (1) 知的財産による競争力の確保・維持・強化

知財経営とは、「知的財産によって競争力を確保・維持・強化する経営手法」といえます。

産業を取り巻く競争力の源泉は大きく変わってきています。異分野や大企業、海外からの市場参入など、品質やコストだけでは維持できない状況が顕著になると考えられます。このような中で知財経営を実行することは、競合他社の安易な市場参入を抑えて、価格競争に陥ることなく利益率の向上を実現できる大きなメリットになります。

市場参入を抑えるために、自社の開発した技術や製品

を特許など「知的財産」の形で資産化し、その権利をもって他社の侵害への対抗やライセンス付与など適切な活用により市場での技術的優位性を持つための障壁を形成することが重要です。

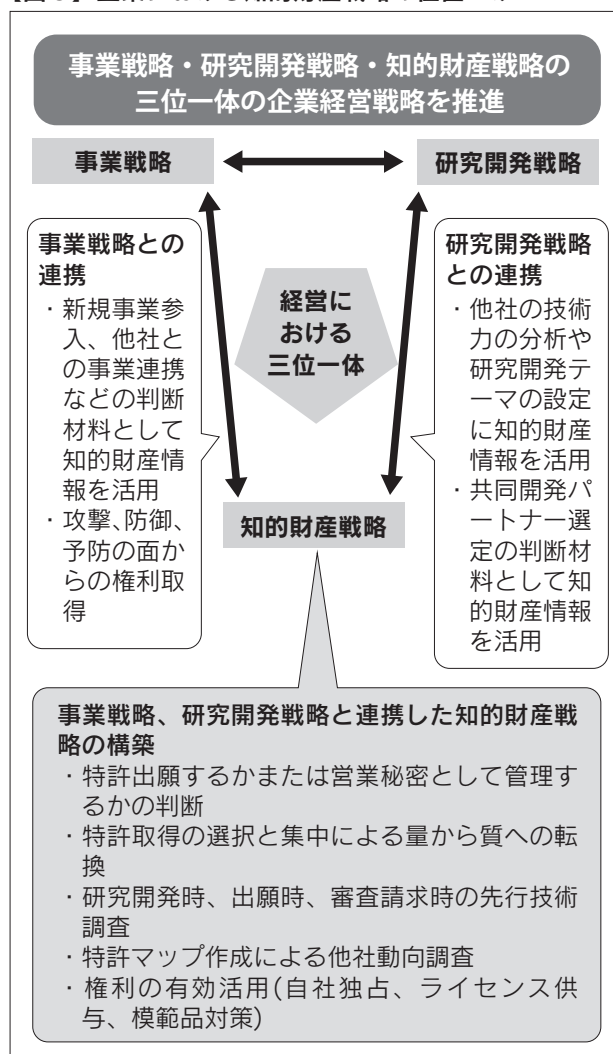
これをマーケットコントロールと呼び、知財によって市場をコントロールすることによって利益を確保する経営戦略がこれからの新たな競争力の源泉となります。また、自社が権利侵害をしたときの迅速かつ適切な対応、他社とのライセンス契約により市場と利益の拡大などのメリットもあげられます。

#### (2) 三位一体の企業戦略

知財経営では事業戦略・研究開発戦略・知的財産戦略の三位一体の企業戦略を推奨しています。

三位一体の企業戦略を推進する重要なポイントは特許調査です。特許調査により自社の技術や他社の技術の棚卸しを行い、特許マップ等にまとめることが、参入障壁となる知的財産が構築できるのかできないのか、競合他社とどのように対抗していくか、技術移転や共同開発などの可能性など、企業戦略の方向性を判断する指標として大きな役割を果たします。【図6】

【図6】 企業における知的財産戦略の位置づけ



### (3)知財戦略のあることのメリット

知財戦略のあることのメリットとしては次のようなものが挙げられます。

- ①自社の特許技術が認められ、大企業とライセンス契約を締結すれば、大きな利益を得ることができる。
- ②特許を取ることで、自社の主力製品の市場へのライバル企業の参入を阻止することができる。
- ③権利侵害のクレームを受けた時、即座に適切な対応をとることができる。

### (4)知財戦略がないことによるデメリット

知財戦略がないことによるデメリットとしては次のようなものが挙げられます。

- ①自社の技術がライバル企業に真似され、低価格製品が出てしまうと、自社製品の売れ行きが大きく落ち込む。
- ②自社製品の模倣品が氾濫しても、技術を権利化していないと、泣き寝入りをするしかない

### (5)特許調査からわかること

前述のとおり、三位一体の企業戦略を推進する重要なポイントは特許調査です。特許調査を行うことで次のことがわかります。

- ①自社のビジネスに影響を及ぼす他社特許を把握できる
- ②出願予定の発明が特許になるか否か判断できる。技術動向を把握できる
- ③ライバル企業動向を把握できる
- ④自社のビジネスの障害となる他社特許を調査できる
- ⑤新しい技術を見つけられる

## 6.知財経営導入事例

### ～知財経営導入事例集から～

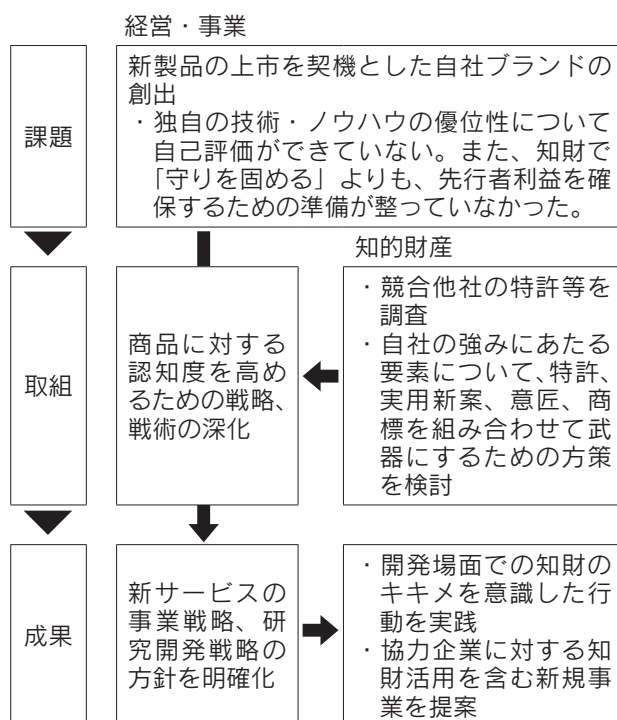
関東経済産業局が実施した「知財経営導入支援事業」の中で、弁理士、中小企業診断士、専門コンサルタント等の専門家のサポートを受け、知財経営の導入に取り組んだ事例を紹介します。(この事例は、関東経済産業局のホームページ (<https://www.kanto.meti.go.jp/>) に掲載されていますので、取り組みの際の参考にしてください。

### 事例 1

#### ◆取引先との関係強化に知財を有効活用…

|     |                                 |      |       |
|-----|---------------------------------|------|-------|
| 社 名 | 有限会社アネスト                        |      |       |
| 業 種 | 製造業（食品包装容器の製造・販売、日用雑貨品の製造・販売 等） |      |       |
| 住 所 | 神奈川県横浜市                         | 設 立  | 2003年 |
| 資本金 | 500万円                           | 従業員数 | 25人   |

#### ■知財経営導入の概要



#### ■取組内

- ・事業形態がいわゆる川中企業（B to B）の立ち位置（主）と、川下企業（メーカー：B to C）の立ち位置（従）の両面を持っている。商標権を保有しつつもブランド戦略（独自性の担保の答え）として知財を活用する認識までには至っていなかった。
- ・知財活動を通じて自社認知度向上、つまり「ブランド化」を意識し、『機能カップであればアネスト』という立ち位置を目指す目的意識を確立させ、事業×知財の効用として目指すべきゴールを共有した。
- ・取引先との関係強化にも、知財を意識した提案を行い、新たな反応を得て、新規案件の獲得につながっている（取引先との商品開発について知財をからめつつ着手）。

#### ■企業からの声

これまで、知財の説明を受けても、話は理解できるが、自社の問題として考えることができなかった。専門家との意見交換を通して、新たな気づきと具体的なツール（J-Platpat）を獲得することができた。

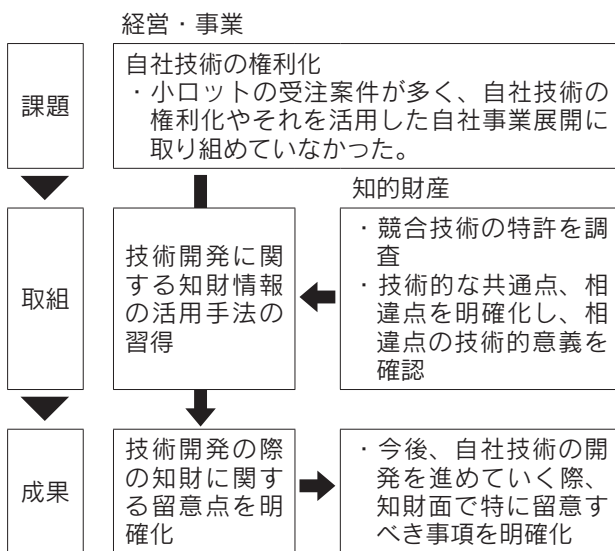
検討対象となった3つの商品について、それぞれどのような知財対応が必要かを理解することができ、かつ、当社としてのブランディングについても取り組むことの重要性について認識ができ、非常に有意義な機会となった。

## 事例2

### ◆自社技術の事業展開に向けた知財権利化検討…

|     |                          |      |       |
|-----|--------------------------|------|-------|
| 社名  | ミヤジマ技研株式会社               |      |       |
| 業種  | 製造業（機械部品加工、プラント製造、管工事業等） |      |       |
| 住所  | 長野県上田市                   | 設立   | 1923年 |
| 資本金 | 3,000万円                  | 従業員数 | 54人   |

### ■知財経営導入の概要



### ■取組内

- ・知財専門家のレクチャーを通じ、知的財産の基礎及び、技術開発に関する知財情報の活用手法を習得。
- ・そのうえで、権利化を検討している技術分野について、関連する分野の既存資料を複数の開発担当者で分担してレビューし、どのような点が共通するのか、どの点に相違があるのかを明確化。特に相違点について、どのような技術的意義があるのかを確認。
- ・権利化の際特に注意すべき文献を抽出し、今後試作機などを用いた試験を実施する際に、どのような点を特に重点的に検討する必要があるか、明確化。

### ■企業からの声

ちょうど自社技術を活用した製品開発・商品化を検討している段階だった。知財というのは商品化に向けて避けては通れない道であり、今回の事業を通じてその入り口には立てたのではないかと考えている。わからなかったところ、もやもやしていたことに対して知財専門家から逐一レクチャーしていただいたため、疑問点がかなりクリアになった。

## 参考情報

### ■無料で支援を受けることができる窓口

茨城県中小企業振興公社の「茨城県知財総合窓口」

〈支援内容〉

- ◆窓口での助言

### ◆訪問による支援

- ◆知財専門家（弁理士・弁護士、中小企業診断士、デザイナー、ブランド専門家、海外知財専門家等）との協働支援

### ◆問合せ先

公益財団法人 茨城県中小企業振興公社  
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35  
茨城県産業会館9階

電話 029-224-5339 FAX 029-221-8840

茨城県知財総合支援窓口

検索

### ■知的財産に関する支援事例

- 知財総合支援窓口 支援事例  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/>

### ■知的財産を上手に活用している企業の例（特許庁）

- 知的財産活用事例集2018  
[https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu\\_jirei2018.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu_jirei2018.html)
- 知的財産活用事例集2016  
[https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu\\_jirei2016.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu_jirei2016.html)
- 知的財産活用事例集2014  
[https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu\\_jirei2014.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu_jirei2014.html)

### ■企業が持っている知的財産の調べ方

- 特許情報プラットフォーム（J-Platpat）  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- 金融機関職員のための知的財産活用のおすすめ（特許庁）  
～知財を切り口とした企業の実態把握～  
（主に金融機関の方向け）  
<https://chizai-kinyu.go.jp/reference/docs/reference01.pdf>

### ■弁理士を探したいとき

#### 日本弁理士会の「弁理士ナビ」

〈弁理士ナビの内容〉

- ◆必要とする弁理士を探すことのできるシステムです。
  - ①お住いの地域から弁理士を探せます。
  - ②特許や商標などの取扱業務から弁理士を探せます。
  - ③外国特許や外国商標などで弁理士を探せます。

### ◆問合せ先

日本弁理士会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話 03-3581-1211 FAX 03-3581-9188

弁理士ナビ

検索